

県南広域振興局長告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成23年3月18日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900862	有限会社お茶っこホーム	お茶っこホーム森の風	一関市花泉町日形字上通367番地2	平成23年3月31日